

負担区分一覧表

段階	リスクの種類	内 容	負担者	
			大阪市	認定計画 提出者
共通	法令等の変更	認定計画提出者が本件業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項 ※ 5	
	第三者賠償	本件業務の実施や入札対象施設等の設置・管理運営において認定計画提出者の要因で第三者に損を与えた場合		○
		本件業務の実施や入札対象施設等の設置・管理運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
	資金調達	必要な資金の確保		○
	物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合		○
		占用許可後のインフレ・デフレ		○
	金利	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による本件業務の変更、中止、延期 ※ 1	協議事項 ※ 5	
	本件業務の中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止・延期	○	
		認定計画提出者の責任による遅延・中止・延期		○
		認定計画提出者の業務放棄・破綻		○
申請 段階	申請コスト	申請又はそれに付随する費用の負担		○
準備 段階	引継ぎコスト	入札対象施設等の引継ぎ(認定計画提出者の準備を含む。)費用の負担 ※ 2		○
設置及 び管理 運営段 階	入札対象施設等の設置	入札対象施設等の設置工事		○
	施設・事業競合	競合施設・事業者による利用者減、収入源		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	本件業務にかかる経費の膨張	大阪市以外の要因による本件業務経費の膨張		○
		大阪市の要因による本件業務経費の膨張	○	
		地上歩道拡幅工事の計画変更に伴い収支計画に影響	協議事項 ※ 5	

		を及ぼす場合		
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項 ※ 5	
	道路施設等の損傷	道路施設、設備の損傷 ※ 3	協議事項 ※ 5	
		管理上の瑕疵等認定計画提出者の責めによるもの		○
	債務不履行	大阪市の認定入札占用計画・協定内容の不履行	○	
	性能リスク	大阪市が要求する道路施設等の維持管理の水準及び入札対象施設等の設置に伴い講ずる道路交通環境の維持等の措置の水準の不適合に関するもの		○
	損害賠償	道路施設・設備の不備による事故 ※ 4		○
	管理リスク	入札対象施設等の施設管理上の瑕疵による事故 ※ 4	協議事項 ※ 5	
		道路施設・設備の不備又は入札対象施設等の施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休業等に伴うもの		○
		占用期間終了時の原状回復に要する経費		○
		本件業務の実施範囲における道路利用者等及び当地区の関係者等からの苦情等対応		○
復旧段階	原状回復	イベント等実施後や認定期間終了に伴い、本件業務により設置した施設等の原状回復及びそれに要する経費		○

※ 1 不可抗力（自然災害等）

- ・ 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ認定計画提出者及び大阪市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ・ 道路施設・設備が復旧困難な被害を受けた場合、本件業務の全部の停止を命じることがある。
- ・ 復旧可能な場合の復旧に要する経費については、認定計画提出者と協議する。
- ・ 災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために本件業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・ 大阪市は、自然災害等不可抗力による認定計画提出者の広告収入等の減少等による減収について一切責任を負わない。また、認定計画提出者に対する休業補償は行わない。

※ 2 新たな認定計画提出者への引継ぎにかかる対応

- ・ 新たな認定計画提出者が認定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ・ 引継ぎの実施にあたっては、現認定計画提出者及び新認定計画提出者の双方が、それぞれに必要な費用を

負担するものとする。

※3 道路施設・設備の維持管理に伴う施設等の損傷リスクへの対応

- ①道路施設・設備の維持管理に伴う施設等の日常的な補修・修繕等は、認定計画提出者が行う。
- ②道路施設等にかかる大規模改修・大規模補修については、大阪市が実施する。ただし、その原因が認定計画提出者の管理の瑕疵によるものであれば、認定計画提出者の負担により、認定計画提出者が実施することになる。
- ③道路施設等において、1件あたり100万円（税込）以下の修繕・補修等の必要が生じた場合は、本市と協議のうえ、認定計画提出者が実施する。
- ④上記①ないし③に関わらず、補修・修繕等の原因が認定計画提出者の管理の瑕疵によるものである場合は、認定計画提出者の負担により、認定計画提出者が実施する。
- ⑤上記①ないし④に関わらず、大阪市と認定計画提出者は、協議のうえ、大阪市及び認定計画提出者にやむを得ない事情があると双方認める場合には、上記①ないし④とは、異なる取扱を行うものとする。なお、この場合には、別途覚書を締結する。
- ⑥道路施設等において、補修・修繕等の実施により生じた財産は、大阪市に帰属する。
- ⑦道路施設等の維持管理にかかわって必要な消耗品は認定計画提出者において適宜補充、交換すること。
- ⑧大阪市は認定計画提出者に対する休業補償は行わない。

※4 道路施設・設備の不備又は入札対象施設等の管理上の瑕疵による事故への対応のため、認定計画提出者はリスクに応じた保険に加入すること。

※5 協議事項としたものについては、大阪市と認定計画提出者が当該事項について調整し、双方に合意のものと決定するものとする。